

条例第 12 号

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係） 報酬額表				別表（第2条関係） 報酬額表			
職名		報酬額		職名		報酬額	
		区分	金額（円）			区分	金額
教育委員会 選挙管理委員 会	委員	月額	65,000	教育委員会	委員	月額	65,000円
	委員長	月額	22,500	選挙管理委員 会	委員長	月額	22,500円
		委員	月額		17,000	委員	月額
	臨時に補充された委員	日額	5,000	臨時に補充された委員	日額	5,000円	
	投票所の投票管理者	日額	14,500	投票所の投票管理者	日額	14,500円	
	期日前投票所の投票管理者	日額	12,800	期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円	
	選挙長、開票管理者	日額	12,200	選挙長、開票管理者	日額	12,200円	
	投票所の投票立会人	日額	12,400	投票所の投票立会人	日額	12,400円	
	期日前投票所の投票立会人	日額	10,900	期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円	
	開票立会人、選挙立会人	日額	10,100	開票立会人、選挙立会人	日額	10,100円	
監査委員	議会議員のうちから選任された委員	月額	41,000	監査委員	議会議員のうちから選任された委員	月額	41,000円

	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	150,000
公平委員会	委員長	日額	9,800
	委員	日額	8,700
農業委員会	会長	基本報酬 (年額)	385,000
		実績報酬 (年額)	264,000以内で 規則で定める額
	会長代理	基本報酬 (年額)	322,000
		実績報酬 (年額)	264,000以内で 規則で定める額
	委員	基本報酬 (年額)	257,000
		実績報酬 (年額)	264,000以内で 規則で定める額
	農地利用最適化推進委員	基本報酬 (年額)	227,000
		実績報酬 (年額)	264,000以内で 規則で定める額
固定資産評価 審査委員会		日額	5,000
医師及び技術非常勤職員		日額	90,000 以内

	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	150,000円
公平委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
農業委員会	会長	基本報酬 (年額)	390,000円
		実績報酬 (年額)	264,000円以内で 規則で定める額
	会長代理	基本報酬 (年額)	322,000円
		実績報酬 (年額)	264,000円以内で 規則で定める額
	委員	基本報酬 (年額)	260,000円
		実績報酬 (年額)	264,000円以内で 規則で定める額
	農地利用最適化推進委員	基本報酬 (年額)	245,000円
		実績報酬 (年額)	264,000円以内で 規則で定める額
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
学校医及び嘱託医		年額	80,000円以内
学校薬剤師		年額	60,000円以内
産業医		月額	20,000円

	月額	1,700,000以内	附属機関の構成員	月額	10,000円以内
				年額	30,000円以内
その他の非常勤職員	月額	10,000__以内__	その他の非常勤職員	日額	10,000円以内(極めて高度な専門性を要する職務である等、その額により難しい特別の事情があると任命権者が認める場合にあつては、50,000円以内において任命権者が定める額)
				年額	30,000円以内
	月額	500,000以内			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。